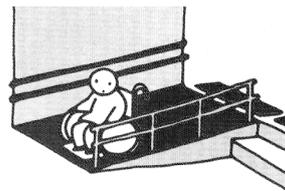
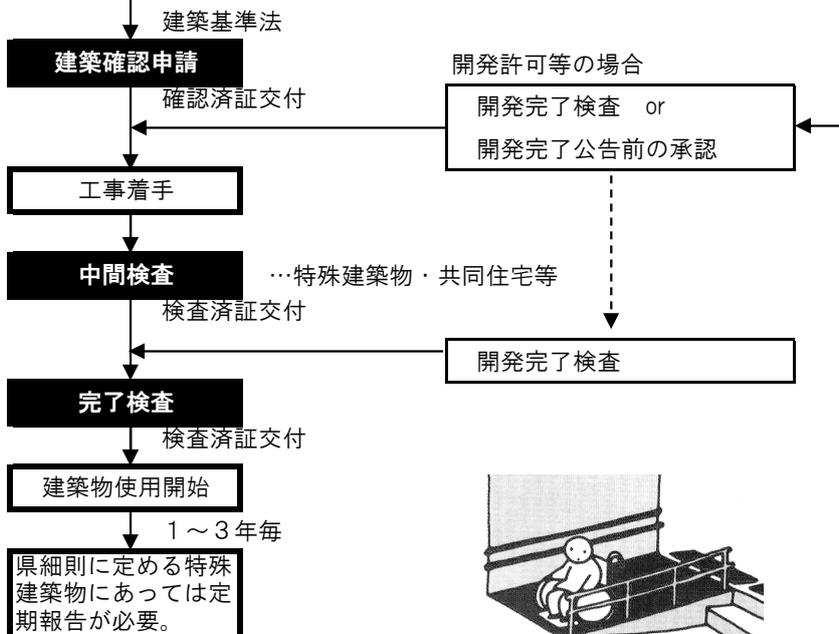


建築物を新築、増築等を行う場合には、建築関係法令等の規定に基づく手続きが必要です。



中部エリア	
那覇広域都市計画区域 北中城村、中城村、西原町 宜野湾市、浦添市 市街化区域 ・都市計画法に基づく開発許可等 (1,000㎡以上の場合) 市街化調整区域 ・都市計画法に基づく開発許可等 ・許可不要証明願(農家住宅等)	中部広域都市計画区域 読谷村、嘉手納町、北谷町 沖縄市、うるま市 ・都市計画法に基づく開発許可等 (3,000㎡以上の場合)

許可等
・都市計画法53条、65条許可(計画道路等がある場合の建築許可) ・建築基準法に基づく許可、認定、承認等 ・土地区画整理事業地内における建築許可(76条許可) ・急傾斜、地すべり区域内における許可 ・屋外広告物の許可 ・その他法令による許認可等



※中部土木事務所扱う開発許可等(都計法43条許可含む)
 ※下記以外は、本庁へ 866-2413

- 市街化区域
1,000㎡以上 3,000㎡未満
- 市街化調整区域
3,000㎡未満かつ都計法34条1~13号
- 中部広域都市計画区域(非線引き)
3,000㎡以上 5,000㎡未満

※53条、65条許可は
 中部土木事務所・建築班

※76条許可は
 中部土木事務所・建築班

※急傾斜地等許可・
 屋外広告物の許可は
 中部土木事務所・維持管理班
 (894-6512)

※宅地造成工事規制区域の指定はなし

※開発完了公告前の承認は
 中部土木事務所・建築班

※その他遵守すべき法令等

- ・建築士法
- ・建設リサイクル法
- ・消防法
- ・浄化槽法
- ・ハートビル法
- ・建築基準法施行令9条の法令等

- ・建築基準法施行条例
- ・沖縄県建築基準法施行細則
- ・沖縄県景観形成条例
- ・沖縄県福祉のまちづくり条例
- ・沖縄県屋外広告物条例

- ・詳しくは中部土木事務所の職員までお問い合わせ下さい。
- ・指定確認検査機関においても確認申請等の手続きは可能です。
- ・設計事務所の情報については、沖縄県建築士事務所協会(879-1311)へ。

- ・地区計画(各市町村へ)
- ・景観条例(各市町村へ)
 「風景結々」で検索